

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年1月4日

横浜市契約事務受任者
港北区長 鵜澤 聡明

1 契約の概要

第49回衆議院議員総選挙にかかる選挙公報配布委託

2 履行場所

横浜市港北区内の地域43,000世帯（概数）

3 契約日

令和3年10月24日

4 履行日又は履行期間

令和3年10月24日から令和3年11月6日まで

5 契約金額

¥1,986,600.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都新宿区高田馬場4-40-11 ユニゾ高田馬場看山ビル6階
株式会社フットワークス
代表取締役 高橋 雅樹

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年10月14日（木）に衆議院が解散されたことに伴い、第49回衆議院議員総選挙が10月31日（日）に執行されました。

選挙公報の配布は公職選挙法第170条により選挙期日の2日前までに各世帯へ配布するよう定められているため、10月29日（金）までに配布を完了する必要があります。

本件は、10月13日（水）に公募型指名競争入札を行いました。入札不調となりました。

選挙公報の配送日である10月24日（日）までの契約締結が必要で、配送日までに指名競争入札を実施することは時間の制約上困難です。

他区においても業者を探している状況であることが、他の業者を探すことも難しく、本区に選挙公報の配布がなされなかった場合、区民が不利益を被るばかりでなく、区

の選挙管理委員会が公職選挙法に抵触することがあります。

以上の理由から、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び平成 24 年 3 月 30 日財契一第 3613 号通知に基づき、緊急契約（単独随意契約）を行い、当該業者へ業務委託しました。

8 契約の相手方の選定理由

第 48 回衆議院議員総選挙時に契約した業者の実績をふまえ、当区における短期間での公報の配布においても、業務を遂行出来る業者であると認められるため。

9 所管課

港北区総務部総務課統計選挙係

（港北区選挙管理委員会事務室選挙係）

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年1月4日

横浜市契約事務受任者
港北区長 鶴澤 聡明

1 契約の概要

第49回衆議院議員総選挙にかかる選挙公報配布委託

2 履行場所

横浜市港北区内の地域 42,910 世帯（概数）

3 契約日

令和3年10月23日

4 履行日又は履行期間

令和3年10月23日から令和3年11月6日まで

5 契約金額

¥ 1,557,633.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都千代田区内神田3-10-8アト本社ビル
株式会社アト
代表取締役 奈須田 洋平

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年10月14日（木）に衆議院が解散されたことに伴い、第49回衆議院議員総選挙が10月31日（日）に執行されました。

選挙公報の配布は公職選挙法第170条により選挙期日の2日前までに各世帯へ配布するよう定められているため、10月29日（金）までに配布を完了する必要があります。

当初は横浜市選挙管理委員会が港北区の全世帯数約17万世帯のうち約12万世帯分を事業者へ委託しようとしたのですが、港北区内の約63,000世帯の配布ができないとの報告があり、この分についても本区で配布の契約をすることとなりました。

有資格者名簿における種目が「その他委託」細目が「ポスティング」「配布」に登録されている全22社に見積り依頼をしたところ、3社以外の全てから「対応不可」との回答がありました。3社と契約しなければ、配布不可となっている地域を賄えない状態

況であり、他区においても同様に、委託できる業者を探しているため、他の業者を探すことが困難な状況です。選挙公報の配送日である 10 月 24 日（日）に間に合わせるためには現在対応可能な 3 社と早急に契約する必要がありました。

また、上記の配送開始日までに指名競争入札を実施することが時間の制約上困難です。

なお、本区に選挙公報の配布がなされなかった場合、区民が不利益を被るばかりではなく、区の選挙管理委員会が公職選挙法に抵触することとなります。

以上の理由から、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び平成 24 年 3 月 30 日財契一第 3613 号通知に基づき、緊急契約（単独随意契約）により 3 社のうちの 1 社である、当該業者へ業務委託いたしました。

8 契約の相手方の選定理由

令和 3 年横浜市長選挙時に他区において契約した業者の実績をふまえ、当区における短期間での公報の配布においても、滞りなく業務を遂行できる業者であると認められるため。

9 所管課

港北区総務部総務課統計選挙係

（港北区選挙管理委員会事務室選挙係）

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年1月4日

横浜市契約事務受任者
港北区長 鵜澤 聡明

1 契約の概要

第49回衆議院議員総選挙にかかる選挙公報配布委託

2 履行場所

横浜市港北区内の地域7,290世帯（概数）

3 契約日

令和3年10月24日

4 履行日又は履行期間

令和3年10月24日から令和3年11月6日まで

5 契約金額

¥280,665.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

神奈川県川崎市麻生区王禅寺西3-21-1

株式会社ころざし

代表取締役 香西 肇

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年10月14日（木）に衆議院が解散されたことに伴い、第49回衆議院議員総選挙が10月31日（日）に執行されました。

選挙公報の配布は公職選挙法第170条により選挙期日の2日前までに各世帯へ配布するよう定められているため、10月29日（金）までに配布を完了する必要があります。

当初は横浜市選挙管理委員会が港北区の全世帯数約17万世帯のうち約12万世帯分を事業者へ委託しようとしたのですが、港北区内の約63,000世帯の配布ができないとの報告があり、この分についても本区で配布の契約をすることとなりました。

有資格者名簿における種目が「その他委託」細目が「ポスティング」「配布」に登録されている全22社に見積り依頼をしたところ、3社以外の全てから「対応不可」との回答がありました。3社と契約しなければ、配布不可となっている地域を賄えない状態

況であり、他区においても同様に、委託できる業者を探しているため、他の業者を探すことが困難な状況です。選挙公報の配送日である 10 月 24 日（日）に間に合わせるためには現在対応可能な 3 社と早急に契約する必要がありました。

また、上記の配送開始日までに指名競争入札を実施することが時間の制約上困難です。

なお、本区に選挙公報の配布がなされなかった場合、区民が不利益を被るばかりではなく、区の選挙管理委員会が公職選挙法に抵触することとなります。

以上の理由から、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び平成 24 年 3 月 30 日財契一第 3613 号通知に基づき、緊急契約（単独随意契約）により 3 社のうちの 1 社である、当該業者へ業務委託いたしました。

8 契約の相手方の選定理由

令和 3 年横浜市長選挙時に他区において契約した業者の実績をふまえ、当区における短期間での公報の配布においても、業務を遂行できる業者であると認められるため。

9 所管課

港北区総務部総務課統計選挙係

（港北区選挙管理委員会事務室選挙係）

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年1月4日

横浜市契約事務受任者
港北区長 鵜澤 聡明

1 契約の概要

第49回衆議院議員総選挙にかかる選挙公報配布委託

2 履行場所

横浜市港北区内の地域 20,000 世帯（概数）

3 契約日

令和3年10月23日

4 履行日又は履行期間

令和3年10月23日から令和3年11月6日まで

5 契約金額

¥ 726,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都中央区築地5-3-2

株式会社朝日オリコミ

代表取締役 増井 一実

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年10月14日（木）に衆議院が解散されたことに伴い、第49回衆議院議員総選挙が10月31日（日）に執行されました。

選挙公報の配布は公職選挙法第170条により選挙期日の2日前までに各世帯へ配布するよう定められているため、10月29日（金）までに配布を完了する必要があります。

当初は横浜市選挙管理委員会が港北区の全世帯数約17万世帯のうち約12万世帯分を事業者へ委託しようとしたのですが、港北区内の約63,000世帯の配布ができないとの報告があり、この分についても本区で配布の契約をすることとなりました。

有資格者名簿における種目が「その他委託」細目が「ポスティング」「配布」に登録されている全22社に見積り依頼をしたところ、3社以外の全てから「対応不可」との回答がありました。3社と契約しなければ、配布不可となっている地域を賄えない状

況であり、他区においても同様に、委託できる業者を探しているため、他の業者を探すことが困難な状況です。選挙公報の配送日である 10 月 24 日（日）に間に合わせるためには現在対応可能な 3 社と早急に契約する必要がありました。

また、上記の配送開始日までに指名競争入札を実施することが時間の制約上困難です。

なお、本区に選挙公報の配布がなされなかった場合、区民が不利益を被るばかりではなく、区の選挙管理委員会が公職選挙法に抵触することとなります。

以上の理由から、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び平成 24 年 3 月 30 日財契一第 3613 号通知に基づき、緊急契約（単独随意契約）により 3 社のうちの 1 社である、当該業者へ業務委託いたしました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿における種目が「その他委託」細目が「ポスティング」「配布」に登録されている全 22 社に見積り依頼をしたところ、契約した本業者を含む 3 社以外の全てから対応不可と回答があったため。

9 所管課

港北区総務部総務課統計選挙係

（港北区選挙管理委員会事務室選挙係）